

入札・契約情報詳細

件名

認知・非認知能力調査研究業務委託
公募型プロポーザルの実施について

(令和4年4月15日公表分)

横浜市教育委員会事務局

教育政策推進課・教育課程推進室

1 募集について

(1) 参加条件

提案書を提出しようとする者は、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

- ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- イ 令和3、4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録され、営業種目「その他の委託等」を1位で登録している者であること。ただし、同名簿に未だ登録されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた種目において現に申請中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了する見込みがある者も対象とする。
- ウ 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者特定の日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 学校を対象とした調査・研究等の業務実績を有するものであること。
- オ 提案者が企業である場合は大学（教育学部、理工学部、工学部等）、提案者が大学である場合は企業と連携するものとし、連携先からの委任状を提案書提出時まで用意することとする。

(2) 参加意向申出書の受付

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望される場合は、必ず参加意向申出書（様式1）、業務経歴書（様式2）、横浜市一般競争入札有資格者名簿の入札参加資格審査に申請中である場合は「申請受付内容」画面の写し（プリントアウトしたもの）を下記のとおり提出してください。

- ア 提出期限：令和4年4月28日（木）17時まで（必着）
- イ 提出方法：持参又は書留郵便
ただし、持参以外の場合は、必ず電話で到着確認を行ってください。
- ウ 提出先：横浜市教育委員会事務局教育政策推進課 担当 平戸
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎14階
電話：045-671-3243
電子メール：ky-seisaku@city.yokohama.jp

(3) 提案資格確認結果の通知

- ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず提案資格確認結果を令和4年5月10日（火）までに電子メールにより通知します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を送付いたします。
- イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに横浜市教育委員会事務局教育政策推進課まで提出してください。
- ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

(4) 質問書の受付

提案資格が認められた者において、資料の内容について疑問点のある場合は、質問書（様式3）の提出をしてください。質問内容及び回答については、ホームページ上で公開します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- ア 提出期限：令和4年5月17日（火）17時まで（必着）
- イ 提出方法：持参、書留郵便、電子メールのいずれかの方法によります。
ただし、持参以外の場合は、必ず電話で到着確認を行ってください。
- ウ 提出先：（2）ウと同じ
- エ 回答方法：令和4年5月24日（火）までにホームページに掲載します。

(5) 提案書の受付

提案書作成要領に基づき、作成してください。

ア 提出期限：令和4年5月31日（火）17時まで（必着）

イ 提出方法：持参又は簡易書留

ただし、持参以外の場合は、必ず電話で到着確認を行ってください。

ウ 提出先：（2）ウと同じ

(6) ヒアリングの実施

提案内容に関するヒアリングを令和4年6月上旬に実施予定です。日時や場所等の詳細については、別途お知らせします。

2 スケジュール

令和4年4月15日（金）	入札情報公表
4月28日（木）17時	参加意向申出書 提出期限
5月10日（火）	提案資格確認結果通知の送付
5月17日（火）17時	質問書 提出期限
5月24日（火）	質問回答
5月31日（火）17時	提案書 提出期限
6月上旬	ヒアリング・評価委員会
6月中旬	結果通知書の送付

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

認知・非認知能力調査研究業務委託

2 業務内容

別紙業務説明資料のとおり

3 提案書の書式及び内容等

(1) 書式等

- ア 提案書は、A4判・縦版・横書き・左とじとします。両面印刷も可とします。
- イ 提案書の正本の1枚目には指定の表紙（「提案書表紙（様式4）」）を添付してください。
- ウ 提出部数は10部（正1部（2）ア～カ、複写用9部（2）ウ～オ）です。
- エ 提案書には全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないでください。

(2) 記載事項

提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

- ア 提案書表紙（様式4）
- イ 会社概要（様式・ページ数指定なし）
- ウ 業務実績（様式5）
- エ 業務実施体制（様式6）
- オ 業務実施方針（様式7）
- カ 参考見積書（様式・ページ数指定なし）
 - ※プロポーザルにて選定された受託候補者には、選定後、正式な見積書を提出していただきます。
- キ 委任状（様式8）
 - ※業務実施にあたり連携する大学又は企業（提案者が企業である場合は大学（教育学部、理工学部、工学部等）、提案者が大学である場合は企業と連携するものとし、）からの委任状を提案書と併せて提出してください。委任状の提出がない場合は失格となりますのでご注意ください。

(3) 留意点

- ア どの提案者の提案であるかが特定できないよう、提案書に会社名等は一切記載しないでください。
- イ 提案は、考え方を文書や図表を用いて簡潔に記載してください。
- ウ 文字は注記等を除き、原則10.5ポイント以上の大きさとしてください。

4 提案書の内容に関するヒアリング

次のとおり、提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和4年6月上旬

※日時や場所等の詳細については、別途お知らせします。

(2) 出席者

運営責任者及び担当者等を含む3名以内としてください。

5 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

	1	2
名 称	教育委員会事務局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	認知・非認知能力調査研究業務委託に係る評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局 総務部長 ・同 総務課長 ・同 教育政策推進課長 ・同 生涯学習文化財課長 ・同 教育施設課長 ・同 小中学校企画課情報教育担当課長 ・同 健康教育・食育課長 ・同 総務課経理係長 (計8名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局 総務課長 ・同 小中学校企画課情報教育担当課長 ・同 教育政策推進課長 ・同 教育課程推進室長 ・同 教職員育成課長 <p style="text-align: right;">(計5名)</p>

6 評価基準

提案書評価基準のとおり

7 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

キ ヒアリングに出席しなかった者

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日

令和4年6月中旬

イ その他特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。当該書面は、本市が結果通知書を発送した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。本市は、上記の書面を受領した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(6) プロポーザルの取扱

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外、提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルは、公正性・透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザル提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。

カ 提出された書類は返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルの実施のために本市において作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

エ 選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様書等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 参加意向申出書の提出期限後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

カ 概算業務価格（上限）は約10,000千円（税込）です。提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 認知・非認知能力調査研究業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日
- 3 履行場所 横浜市教育委員会事務局 ほか
(調査研究対象校：東市ヶ尾小学校、南吉田小学校、本牧中学校)
- 4 業務目的及び業務内容
認知・非認知能力調査研究業務委託仕様書のとおり
- 5 契約条件
 - (1) 契約方法
 - ア 契約区分 単年度の確定契約
 - イ 発注方法 委託契約
 - ウ 契約約款 委託契約約款
 - (2) 検査方法
業務実施報告書の提出等によって行います。
 - (3) 支払方法
履行検査・確認後、一括払いとします。
 - (4) その他
令和3、4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載されない場合は、契約することができません。

認知・非認知能力調査研究業務委託仕様書

1 件名

認知・非認知能力調査研究業務委託

2 履行場所

横浜市教育委員会事務局及び横浜市立学校 ほか

(調査研究対象校：東市ケ尾小学校、南吉田小学校、本牧中学校)

3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 業務の目的

産官学の連携のもと、企業や大学における最先端の ICT 技術及び知見の活用等により、児童生徒の行動（表情や発話量等）に関するデータを収集し、「横浜市学力・学習状況調査」等の結果とのクロス分析をはじめとした各種の分析等を行うことで、学級における児童生徒の行動と「認知能力（学力）」と「非認知能力（※）」の関連性等に関する調査研究を実施します。中長期的には、得られた研究成果を児童生徒の客観的な見取りの質向上や、教員の指導方法の改善、教員の人材育成など、より効果的な教育活動や教育政策の推進に反映していきます。

※令和4年度の「横浜市学力・学習状況調査」では、「非認知能力」に関する項目として、「メタ認知・知的好奇心・知的謙虚さ・共感性」の4項目を含めて実施しています。

5 業務内容

(1) 学級における児童生徒の行動に関するデータ収集

カメラやマイク等の ICT 機器の設置や、アンケート調査等により、児童生徒の行動（表情や発話量等）に関するデータを収集する。データ収集にあたっては、収集するデータの内容や設置する ICT 機器、アンケート調査等について、保護者に説明するための資料を作成するものとする。

・調査研究対象校： 東市ケ尾小学校、南吉田小学校、本牧中学校

(各学校において複数クラスを想定)

・時期： 令和4年6月下旬（第1回調査）、令和4年11月中旬（第2回調査）

※各調査の期間は1週間程度を想定。

(2) 「非認知能力」に関するデータ収集

委託者が提供する「横浜市学力・学習状況調査」等のデータに加えて、必要に応じて実施するアンケート調査等により「非認知能力」に関するデータを収集する。データ収集にあたっては、収集するデータの内容や収集方法について、保護者に説明するための資料を作成するものとする。

(3) 調査研究

児童生徒一人ひとりについて、上記(1)及び(2)により得られたデータと、「横浜市学力・学習状況調査」等のデータを紐づけ、学級における児童生徒の行動と「認知能力（学力）」と「非認知能力」の関連性等に関する分析を行う。その際、分析の基盤となる仮説立てについては委託者及び調査研究対象校と共に検討することとする。さらに、研究の進捗状況に応じて、横浜市の教育政策の質の向上に向けた提案等を積極的に行う。

(4) 中間報告

令和4年8月の横浜市教育課程研究委員会研究協議会において、第1回調査の状況等について中間報告を行う。

(5) 成果発表会の開催

令和5年1月を目途に、調査研究対象校の教職員や教育委員会事務局職員を対象として、調査研究の成果に関する発表会を行う。なお、会場については委託者が用意する。

(6) 各種打合せの運営支援

各種打合せへの出席、資料やデータの作成・提供、意見集約、助言等の運営支援を行う（委託者や調査研究対象校等との打合せは10回以上で、必要に応じ適宜開催）。

(7) 調査研究報告書の作成

実施したデータ収集や調査研究の成果、中間報告及び成果発表会の開催結果について、報告書を作成する。

(8) 大学または企業との連携

受託者は、上記業務内容を実施するにあたり、受託者が企業である場合は大学、受託者が大学である場合は企業と連携するものとする。

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。形式や書式、提出方法等については、納品前に協議の上、決定する。

成果物に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。

成果物については、その全部又は一部を広く市民公表することを想定して、平易な表現とするとともに個人情報を含まない内容とすること。

- ・調査研究報告書（CD-R） 1部
- ・その他打合せ資料及び議事録（CD-R） 1部
- ・その他業務で作成した資料、各種データ（CD-R） 1部

7 その他

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と適宜打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務を通して知り得た情報を、業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく第三者へ漏らしてはならない。
- (3) 市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報はすべて市の個人情報であり、市の許可なく複写及び複製、並びに第三者へ提供してはならない。
- (4) 受託者は、業務遂行上やむを得ない理由により、第三者に一部業務の再委託を行う際は、委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- (5) 成果品の著作権は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は横浜市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。

8 参考

(認知・非認知能力調査研究事業スケジュール)

令和4年6月下旬： 第1回調査

令和4年8月： 教育課程研究委員会研究協議会における中間報告

令和4年11月中旬： 第2回調査

令和4年12月以降： 調査結果解析

令和5年1月目途： 研究成果発表会における報告

令和5年1月以降： 調査研究報告書作成

令和5年3月： 調査研究報告書提出